

# 4月1日から 医療費制度が 変更になります

問合せ先 市役所市民窓口グループ

☎52-1111 (内線227)

## 後期高齢者医療制度 地区説明会を行います

75歳以上の方(一定の障害がある方は65歳以上)を対象とした新しい医療制度が始まります。

この制度についての説明会を開催します。所要時間は、約1時間30分程度です。ぜひ、お越しください。

### ◆高取小学校区

とき 2月9日(土) 午前10時～

ところ 高取公民館

### ◆吉浜小学校区

とき 2月9日(土) 午後2時～

ところ 吉浜公民館

### ◆港小学校区

とき 2月10日(日) 午前10時～

ところ 高浜南部公民館

### ◆翼小学校区

とき 2月10日(日) 午後2時～

ところ 翼児童センター

### ◆高浜小学校区

とき 2月16日(土) 午前10時～

ところ 女性文化センター

## 後期高齢者福祉医療費 助成制度

従来、医療機関へ受診したときの医療費の支払いが困難な身体的・環境的に恵まれていない方に対して、一部負担金を助成する福祉給付金制度を実施してきましたが、4月からは、受給者証による後期高齢者福祉医療費助成制度に変わります。

該当する方には、2月下旬にお知らせと後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書を郵送しますので、期日までに必ず返送してください。

## 子ども医療費助成制度

子育てにかかる経済的支援と未来を担う子どもたちの健全育成を支援するため、4月から乳幼児医療費助成制度が、子ども医療費助成制度に変わります。

対象となる子どもさんのいるご家庭には、2月下旬にお知らせと子ども医療費受給者証交付申請書を郵送します。期日までに必ず返送してください。

### <改正前>

乳幼児医療費助成

子育て支援医療費助成

出生及び転入時の 0歳～4歳誕生月の月末	4歳から中学校卒業年の 3月31日まで
<通院および入院> 医療費自己負担金は、子どもの健康保険証と乳幼児医療費受給者証の提示により無料	<通院および入院> 申請により自己負担金の2/3の額を助成 ※高額医療費などの医療給付が行われた場合は、その額を控除した額の2/3の額



### <改正後>

子ども医療費助成

子育て支援医療費助成

出生及び転入時の0歳～未就学児 (小学校入学前まで)	小学校1年生から中学校卒業年の 3月31日まで
<通院および入院> 医療費自己負担金は、子どもの健康保険証と子ども医療費受給者証の提示により無料	<通院のみ> 申請により自己負担金の2/3の額を助成

子ども医療費助成

小学校1年生から中学校卒業年の 3月31日まで
<入院のみ> 入院医療費の領収書を持参して、支給申請してください 自己負担金の全額を助成します ※高額医療費などの医療給付が行われた場合は、その額を控除した額の全額を助成します

※入院中の食事および保険診療外の費用は、受給者の負担となります。

## 精神障害者医療費助成の変更

4月から、精神疾患により入院治療している方の医療費助成制度が変わります。

### 《改正前》

**要件** 精神科病棟で入院治療中であることの医師の診断書を提出された方

**助成額** 申請月より医療費の自己負担金(高額医療などの医療給付が行われた場合は、その額を控除する)の2分の1の額を助成

### 《改正後》

**要件** 精神科病棟で、入院治療中であり、かつ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳の1級または2級の認定を受けている方

**助成額** 申請月より医療費の自己負担金(高額医療などの医療給付が行われた場合は、その額を控除する)の全額を助成

※精神障害者保健福祉手帳の3級または、手帳を所持していない方は、従来どおり2分の1の助成となります。

※精神障害者保健福祉手帳の申請は、いきいき広場内地域福祉グループ(☎52-9871)へ問い合わせてください。